

○多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例施行規則

平成20年3月31日規則第26号

改正

令和4年1月17日規則第3号

令和4年3月3日規則第10号

多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（平成20年条例第4号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条の規定により指定する土地の区域の境界)

第2条 条例第4条の規定により指定する土地の区域の境界は、原則として、公共施設、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難しい場合には、町界、字界等によることとする。

(条例第4条第1項第2号の規則で定める公共施設の整備基準)

第3条 条例第4条第1項第2号の規則で定める公共施設の整備基準は、次のとおりとする。

- (1) 区域内の主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置されており、かつ、区域外の相当規模の道路と接道していること。
- (2) 区域内の排水路その他の排水施設が、その区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

(条例第4条第2項第2号の規則で定める土地の区域)

第3条の2 条例第4条第2項第2号の規則で定める土地の区域は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、想定浸水深が3m以上の区域とする。

(条例第4条第2項第3号の規則で定める土地の区域)

第4条 条例第4条第2項第3号の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
 - (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定されている保安林
 - (3) 都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められている風致地区
- (条例第4条第4項の規則で定める区域を図示した図書)

第5条 条例第4条第4項の規則で定める区域を図示した図書は、縮尺2千5百分の1以上の地形図とし、都市計画部都市政策課に据え置くものとする。

附 則

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（令和4年1月17日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月3日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。